

議 事 日 程 (第2号)

平成22年3月8日(月曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する
条例について
- 日程第3 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成22年度における期末手当の割合の特例に
関する条例について
- 日程第4 議案第19号 東白川村教育長の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例
について
- 日程第5 議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第6 議案第21号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第22号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第8 議案第23号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第24号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 平成22年度東白川村一般会計予算
- 日程第11 議案第26号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第27号 平成22年度東白川村老人保健特別会計予算
- 日程第13 議案第28号 平成22年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 平成22年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員(7名)

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江真一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高

総務課長	楯 光 一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江 宏
診療所事務局長	安江裕尚	監査委員	安江正彦
課長補佐兼 環境係長	小池 毅		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田 孝
-------------	------

開議の宣告

議長（安江 浩君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（安江 浩君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1 番 安江利英君、2 番 服田順次君を指名します。

議案第17号から議案第32号までについて（提案説明）

議長（安江 浩君）

日程第 2、議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第17、議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件を、3月5日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

それでは、議案第17号からお願いします。

議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成22年度に限り、東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の142.5」とあるのは「100分の128.25」と、「100分の170」とあるのは「100分の153」とする。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

ことしも、6月のところで142.5から10%減額して128.25、それから、12月が170から153ということで、年間にしますと312.5が281.25とするものでございます。

続いて議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成22年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の規定の適用について

は、同条第2項中「100分の195」とあるのは「100分の175.5」と、「100分の220」とあるのは「100分の198」とする。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

これは村長のことを指しておりますが、6月に「100分の195」を「100分の175.5」ということで10%減額するものです。12月が「100分の220」を「100分の198」、同じく10%減額でございます。合計、年間で「100分の415」を「100分の373.5」にするものでございます。

議案第19号 東白川村教育長の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村教育長の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

東白川村教育長の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成22年度に限り、東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の195」とあるのは「100分の175.5」と、「100分の220」とあるのは「100分の198」とする。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

内容につきましては、常勤の特別職、村長のところと同一でございますので、詳細説明を省略させていただきます。

議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

本文の朗読を省略いたしまして、ポイントのみ説明をさせていただきます。

この条例の第8条の2のところには、昨年8月に人事院勧告に基づいて改正されましたものを新規に追加しているものです。特に長い超過勤務といいますが、時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、1ヵ月について60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引き上げにかえて時間外勤務代休時間というものを、いわゆる代休扱いにするというものを指定できるというものでございます。

同条第2項では、時間外勤務代休時間を指定された職員は、正規の勤務時間においても、特別の場合を除いて勤務を要しないものとするというものでございます。

第10条では、代休日として指定できる勤務日等から、時間外勤務代休時間が指定された勤務日を除外するという規定でございます。

本文のところに戻っていただきまして、次のページに附則としまして施行期日、この条例は、平成22年4月1日から施行する。以上でございます。

議案第21号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

ここにつきましても、本文朗読を省略してポイントの説明をさせていただきます。

この条例の第18条中に、議案第20号で説明しました時間外勤務代休時間を新規に追加するというものがございます。

それから、19条に第4項から6項までの3項を追加しました。

第4項には、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1ヵ月について60時間を超えた場合、超えた時間につき100分の150、深夜勤務の場合は100分の175ということで、従来よりも2割5分増しという割り増しを追加するというものがございます。

それから第5項では、時間外勤務代休時間を指定されて、その時間勤務しなかった場合は割り増し分は支給しませんという規定でございます。

それから第6項につきましては、再任用短時間勤務とか任期付短時間事務職員というものの規定でございます。本村の場合は、該当する職員はございません。

第23条の4第3項では、前段は期末手当の支給給付について、一般職員の6月分を改正するものですし、後段については特定管理職員、いわゆる管理職の6月と12月の支給率を、これも去年の人事院勧告に基づいて改正をさせていただくものがございます。

第23条の7第2項第1号では、特定管理職員の12月の勤勉手当の支給月数を改正するというものがございます。

同条同項第2号では、再任用職員等による勤勉手当の支給月数の規定を削除するという改正でございます。

本文の方に戻っていただきまして、附則としまして施行期日、この条例は、平成22年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（安江 浩君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第22号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について。東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

次のページから定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を上げておりますが、朗読を省略させていただいて説明をさせていただきます。

これにつきましては、21年度の地域活性化経済危機対策臨時交付金で木曾渡に住宅を建てるものがございます。この設置と管理に関する条例でございます。目的としましては、ちょっと朗読をさせていただきますが、この条例は定住者住宅を賃貸することにより、人口の確保と村の活性化を図るため定住促進住宅を設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とするということでございます。

それから第2条のところで、定住の定義ですけれども、定住とは、本村の住民基本台帳に記載されることというふうにしております。

3条では設置ですけれども、後ほど説明させていただきます。

入居者の資格を4条のところで掲げております。1項のところでは、定住するため住宅を必要とする者であること。それから、村内の住民で結婚を機に新居を必要とする者であること。それから2項のところで、入居時において世帯主が満45歳未満であることというふうにしております。特に村長が認める場合にはこの限りではないということにしております。それから3項では、家賃、敷金を支払う能力があることというふうにしております。次のページですけれども、4項は税金等の公的支払いの滞納がないこと。それから5項のところで、その者に同居する配偶者、結婚の予定を含めて同居する配偶者があることというふうに条件にしております。それから6項ですけれども、ここは、親族に暴力団員がいないということを規定しております。

それから第5条ですけれども、入居の期間ですけれども、入居できる期間は10年間とする。10年を経過した時点で世帯主が45歳未満、または高校生以下の子供を扶養している場合は、5年以内限り引き続き入居することを村長に申し出ることができるということにしております。一応10年間ということで、世帯主が45歳未満、高校生以下の子供があれば引き続き5年間継続で入居していただけるということにしております。

それから、第6条からは入居の今後の方法を上げておりますけれども、これにつきましては、村営住宅の設置、管理と内容が変わりませんので説明を省略させていただいて、6枚めくっていただいて、26条の次に附則と別表がついておりますけれども、この中で施行期日ですけれども、この条例は22年の4月1日から施行するというようにしております。

それから、別表第1が名称と位置を記載しておりますし、別表第2では料金を掲げております。料金については1ヵ月の家賃を5万円というふうに設定しております。それから別表第3のところで、この料金の5万円から控除される項目ということで掲げておりますけれども、一つが、東白川村外から転入または移住された場合は1万円を10年間控除する。それから、生計の主たる者が村内で就業する場合は、10年間に限って1万円を控除するというようにしております。それから、扶養する同居親族として、学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者で二十未満の者について、1名につき2,500円控除をするというふうにしております。5万円ですので、もし村外から転入されて、村内で就職されて、子供さんが2人見える方がありますと、トータルで2万5,000円控除になりますので、家賃は2万5,000円というふうに掲げております。

次のページですけれども、議案第23号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

次のページに、一部改正をする条例を上げておりますけれども、これにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正がありまして、22年の2月3日に公布されております。それに伴う改正でございますので、新旧対照表をつけておりますので、それで説明をさせていただきますけれども、新旧対照表の最後から2枚目に国保の新旧をつけております。25条のところで国民健康保険税の減免規定がありまして、改正前が線が引いてありますけれども、「ただし、第5号に該当する

者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以降2年を経過する月まで」というふうになっておりましたけれども、その読みかえ規定によって、その2年までというものを外しております。上の段に5条の内容がありますけれども、後期高齢者へ移られたことによって、例えば65歳以上の奥さんが残られた場合に、国保の課税がされるわけですがけれども、その場合に所得割、資産割については賦課しない。それから均等割、平等割については2分の1という規定がされております。これを2年間というものを外して、ずっと減免するという規定でございます。以上でございます。

議長（安江 浩君）

教育課長 安江宏君。

教育課長（安江 宏君）

議案第24号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について。東白川村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村保育所条例の一部を改正する条例。東白川村保育所条例の一部を次のように改正する。第4条第1項表中、「2人目は半額、その他は10分の1額」を「2人目は半額、その他は無料」に改める。保育園に就園する園児のうち、同時に在園する場合には、第2子が今まで半分、第3子にあっては10分の1額であったものを、22年度から第3子以降を無料に改正するものということでございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（安江 浩君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

それでは、この薄い方の冊子、予算書となっておりますが、こちらを説明しますのでよろしくをお願いします。

1ページからでございますが、議案第25号 平成22年度東白川村一般会計予算。平成22年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億2,800万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に

よる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

第1表の歳入歳出予算でございますが、以下、款の合計額だけ朗読してまいります。

歳入、1款村税1億9,997万円、2款地方譲与税2,830万円、3款利子割交付金50万円、4款配当割交付金10万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金2,200万円、7款自動車取得税交付金850万円、8款地方特例交付金499万円、9款地方交付税9億9,000万円、11款分担金及び負担金1,519万円、12款使用料及び手数料7,049万円、13款国庫支出金5,427万円、14款県支出金1億1,615万円、15款財産収入908万円、16款寄附金31万円、17款繰入金41万円、18款繰越金1億2,612万円、19款諸収入2,252万円、20款村債1億5,900万円、歳入合計18億2,800万円。

歳出でございます。1款議会費3,261万円、2款総務費3億3,859万円、3款民生費3億3,128万円、4款衛生費2億8,551万円、6款農林水産業費1億9,127万円、7款商工費4,483万円、8款土木費5,290万円、9款消防費7,585万円、10款教育費1億4,983万円、12款公債費3億2,433万円、14款予備費100万円、歳出合計18億2,800万円。

8ページですが、第2表 債務負担行為。事項、期間、限度額でございますが、地籍調査機器のリース料で、平成23年度から平成26年度までとして、金額は139万4,000円でございます。

第3表 地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございますが、まず一般公共事業、限度額300万円、普通貸借。利率については4%以内、ただし利率見直し方式で借入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により、措置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。

過疎対策事業、限度額6,900万円、起債の方法、利率、償還については、一般公共事業と一緒にございますので省略します。

次に、臨時財政対策事業、限度額8,700万円、以下も同じでございます。

以上、よろしく申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計予算をお願いします。

議案第26号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成22年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,690万円とする。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。一般会計と同じように、款の合計だけ読んでまいります。

歳入、1款国民健康保険税7,512万円、2款使用料及び手数料1万円、3款国庫支出金7,702円、4款療養給付費交付金688万円、5款前期高齢者交付金9,300万円、6款県支出金1,460万円、7款

共同事業交付金4,617万円、8款財産収入12万円、9款繰入金2,425万円、10款繰越金813万円、11款諸収入160万円、歳入合計3億4,690万円。

歳出、1款総務費1,321万円、2款保険給付費2億2,138万円、3款後期高齢者支援金等4,329万円、4款前期高齢者納付金等16万円、5款老人保健拠出金10万円、6款介護納付金1,824万円、7款共同事業拠出金4,625万円、8款保健事業費294万円、9款基金積立金12万円、10款諸支出金21万円、11款予備費100万円、歳出の合計3億4,690万円。

老人保健特別会計予算です。

議案第27号 平成22年度東白川村老人保健特別会計予算。平成22年度東白川村老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成22年3月5日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款支払基金交付金11万5,000円、2款国庫支出金6万9,000円、3款県支出金1万7,000円、5款繰越金8万9,000円、6款諸収入1万円、歳入合計30万円。

歳出、1款総務費1万円、2款医療諸費22万円、3款諸支出金1万円、4款予備費6万円、歳出合計30万円でございます。

次に、介護保険特別会計予算でございます。

議案第28号 平成22年度東白川村介護保険特別会計予算。平成22年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,700万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、1,000万円と定める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款保険料3,504万9,000円、2款使用料及び手数料8,000円、3款国庫支出金5,865万6,000円、4款支払基金交付金6,505万2,000円、5款県支出金3,116万7,000円、6款繰入金3,637万6,000円、7款繰越金16万8,000円、8款諸収入49万3,000円、10款財産収入3万1,000円、歳入合計2億2,700万円。

歳出、1款総務費681万1,000円、2款保険給付費2億1,604万円、4款基金積立金1,000円、5款地域支援事業費399万円、6款公債費1万円、7款諸支出金4万8,000円、8款予備費10万円、歳出の合計2億2,700万円。

簡易水道特別会計でございます。

議案第29号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成22年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,830万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料5,002万円、2款繰入金8,350万円、3款繰越金397万9,000円、4款財産収入1,000円、5款分担金及び負担金80万円、次の村債と国庫支出金は予算額がございません。歳入の合計は1億3,830万円でございます。

歳出、1款総務費1,400万8,000円、3款の施設維持管理費1,510万6,000円、4款公債費1億898万6,000円、5款予備費20万円、歳出の合計は1億3,830万円でございます。

下水道特別会計予算です。

議案第30号 平成22年度東白川村下水道特別会計予算。平成22年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,120万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成22年3月5日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料745万5,000円、2款繰入金1,300万円、3款繰越金74万4,000円、4款財産収入1,000円、歳入合計2,120万円。

歳出、1款総務費635万2,000円、2款施設維持管理費548万5,000円、3款公債費926万3,000円、4款予備費10万円、歳出の合計2,120万円。

次、国保診療所特別会計予算です。

議案第31号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成22年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,700万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億7,581万3,000円、2款使用料及び手数料131万8,000円、次の県支出金は予算額ゼロであります。4款財産収入1,000円、5款繰入金8,160万7,000円、6款繰越金741万9,000円、7款諸収入1,235万9,000円、8款寄附金10万円、9款国庫支出金838万3,000円、歳入合計2億8,700万円です。

歳出、1款総務費2,377万1,000円、2款医業費2億5,164万8,000円、3款基金積立金10万円、4款公債費1,138万1,000円、5款予備費10万円、歳出の合計2億8,700万円。

後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,560万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成22年3月5日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料1,851万円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金18万円、4款繰入金1,680万円、6款繰越金10万円、歳入の合計3,560万円。

歳出、1款総務費163万円、2款後期高齢者医療広域連合納付金3,354万円、3款保健事業費30万円、4款諸支出金2万円、5款予備費11万円、歳出の合計3,560万円。以上でございます。

議長(安江 浩君)

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日9日は全員協議会開催のため、10日は中学校卒業式のため、11日は議案調査のため、9日から11日までの3日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月9日から11日までの3日間、休会とすることに決定しました。

明日9日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

12日は、午前9時30分から全員協議会を午前中を目安に行い、午後から本会議を行いますので、よろしくをお願いします。

本日はこれで延会します。

午前10時15分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員